

◆ 巻頭言

日本の家族法改正への期待

申 琪榮

「コンクリートから人へ」のスローガンを掲げて実現した2009年の政権交代は、人権関連の制度整備への期待を高めた。その1つが、従来自民党政権で強い反対を受けて見送られてきた夫婦別姓や婚外子差別廃止を求める家族法改正だろう。しかし、リーダーシップの不安定さや政権内部の意見のくい違いのため、今年に入っても家族法改正の見込みは全く立っていない。改正に対する慎重派は依然として家族の絆や日本の伝統維持を理由に家族法改正に批判的であり、とりわけ女性の権利に直接かかわる夫婦別姓には強力に反対している。

ところが、世界は早くから家族内の女性差別に注目し、制度的には是正する方向に進んでいる。例えば、日本より家父長的な家族法を維持してきた韓国でも、2005年、ジェンダー平等を目的とする画期的な民法改正を行った（2008年施行）。韓国では、夫婦はそもそも別姓だが、今回の改正で女性も子どもに自分の姓を名のらせることが可能となった。とりわけ注目すべきなのは、男系戸主が家を継ぐ系譜として機能した戸籍制度を完全廃止し、国民一人ひとりが自分の「個人籍」をもつようになった点だ。「個人籍」への変更により、家族は、男性「戸主」と「その家族」という序列的な関係で構成されるものではなく、皆が一人の個人として尊重される共同体であることが示された。2010年は改正家族法の施行3年目になるが、その改正により韓国の家族が崩壊した報告は見受けられない。

日本での家族法改正が停滞している間に、世界では女性が自分の名前すら維持できない社会はもはや日本しか残っていないという状況となった。家族という私的領域での平等は、公的領域での平等の達成のためにも欠かせない。政権のリーダーシップが確立した今秋には、早速、家族法改正の議論が一步進むことを期待したい。



PROFILE

申 琪榮
(しん きょん)

お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科准教授。同大学のジェンダー研究センターの教員。韓国生まれ。ソウル大学、ワシントン大学（米国・シアトル）でジェンダーと政治を専攻。研究テーマとして家族法改正のための女性運動の日韓比較、ジェンダー主流化政策など、論文多数。